

## 川崎市公告第7号

### 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月7日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ川崎

川崎市川崎区駅前本町26番地1

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アトレ

代表取締役 高橋 弘行

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 喜勢 陽一

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

#### 3 変更した事項

##### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社トムケアジャ パン	代表取締役 三浦 裕太	東京都東村山市青葉町二丁目37番地43

他計37者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社トムケアジャ パン	代表取締役 三浦 裕太	東京都東村山市青葉町二丁目40番地2

他計38者

#### 4 変更の年月日

(1) 令和6年11月13日 他

#### 5 変更する理由

(1) 小売業者に変更が生じたため

- 6 届出の年月日  
令和7年12月8日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和8年1月7日から令和8年5月7日の午前8時30分から午後5時まで。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年5月7日  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当